

きらっと元気教室業務仕様書

本仕様書は、きらっと元気教室業務委託契約の業務委託仕様書として必要な事項を定めるものとし、受託者は、この仕様書及びきらっと元気教室実施要綱に従い業務を実施することとする。

<対象者>

事業の対象者は、要支援認定者及び基本チェックリスト該当者のうち、地域包括支援センターが認めたものとする。

<業務内容>

受託者は、地域包括支援センターが実施する介護予防ケアマネジメントに基づき、次に掲げる業務を実施するものである。

- (1) 事前訪問アセスメントの実施
- (2) 個別サービス計画の作成
- (3) プログラム及び支援の実施
- (4) 事後アセスメントの実施

(1)～(4)に掲げる業務の中で実施する主な内容は、次のとおりとする。

① 面談プログラム

利用者が記録する内容、前向きな声かけ、課題解決の提案から生活に反映させることを繰り返し行う(15～30分程度)

② 運動機能向上プログラム

本人の状態及び居住環境を把握し、市が指定する運動メニュー等から組み合わせ実施する。また、自宅での取組みを促す。

③ 地域への繋ぎ

事業終了後の繋ぎをプランナーやその他関係機関と検討する。

<職員の配置>

保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、健康運動指導士を中心に経験ある介護職員等が協働して実施する。

<報告等>

- (1) 受託者は、業務を行ったときは、毎月の業務実績を「きらっと元気教室事業集計表」にて地域包括支援センターに報告するものとする。
- (2) 受託者は、プログラム終了後、その結果を佐世保市が指定する様式にて地域包括支援センターへ速やかに報告すること。
- (3) 佐世保市は、必要がある場合は、受託者に対し書類等の提出を命じ、又は報告を求めることができる。
- (4) 受託者は、事業にかかる事故が発生したときは、速やかに臨機の措置をとるととも

に、その都度地域包括支援センター及び佐世保市に報告すること。

<実施方法>

事業の実施に関しては、「きらっと元気教室マニュアル」に従い適切に実施すること。

<委託料>

- (1) きらっと元気教室業務委託契約書第4条に定める委託料の額は、1件（1人1回当たり）につき、5,450円とする。
- (2) 黒島、高島の交通費（船賃等）について、下記の金額を上限として実費分を支払うものとする。
 - ① 車両往復 航送料5,820円（1人往復分船賃を含む）
 - ② 船賃1人往復1,390円
- (3) 受託者は、毎月分の業務実績に基づき、請求書を佐世保市へ翌月10日までに佐世保市へ提出する。
- (4) 受託者は、前項に定める単価に基づき算定した額を、佐世保市の指示する方法により佐世保市に請求するものとする。
- (5) 佐世保市は、受託者から委託料の請求があった場合は、請求内容についての確認を行い、その内容が適正と判断されてから、30日以内に支払うものとする。